

日光国立公園那須平成の森フィールドセンターにおける
サービスの拡充業務（カフェ出店等）
募集要項

令和8年2月20日
環境省関東地方環境事務所
日光国立公園管理事務所

この度、環境省では国立公園満喫プロジェクトの一環として、日光国立公園那須平成の森フィールドセンターにおいて、国立公園利用者に充実した時間を過ごしていただくことを目的としたサービス拡充業務（カフェ出店等）の協力者を募集します。

記

1. サービス拡充業務の目的

那須平成の森において、利用者に提供する自然探勝等の案内や自然教育プログラムに加える形で、イスやテーブル等でくつろぎ、眼前に広がる森林等を眺め、自然教育プログラムや自然の解説展示をふりかえる時間を提供することで、那須高原や那須山麓の自然環境への興味を引き出すことを目的に、利用者に飲食等を提供するサービスを実施するものです。

2. 業務内容

サービス拡充業務は、那須平成の森来園者への飲食の提供、その他フィールドセンターのサービスの拡充のために必要と考えられる事項とします。

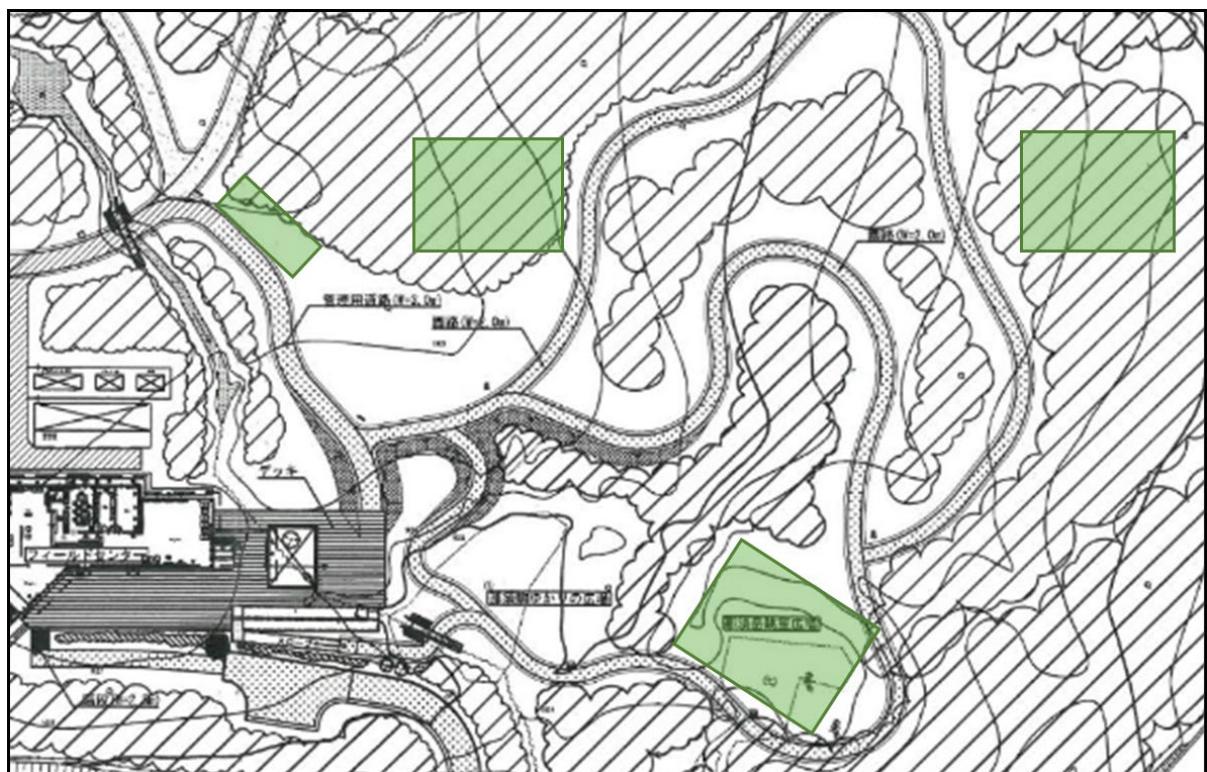
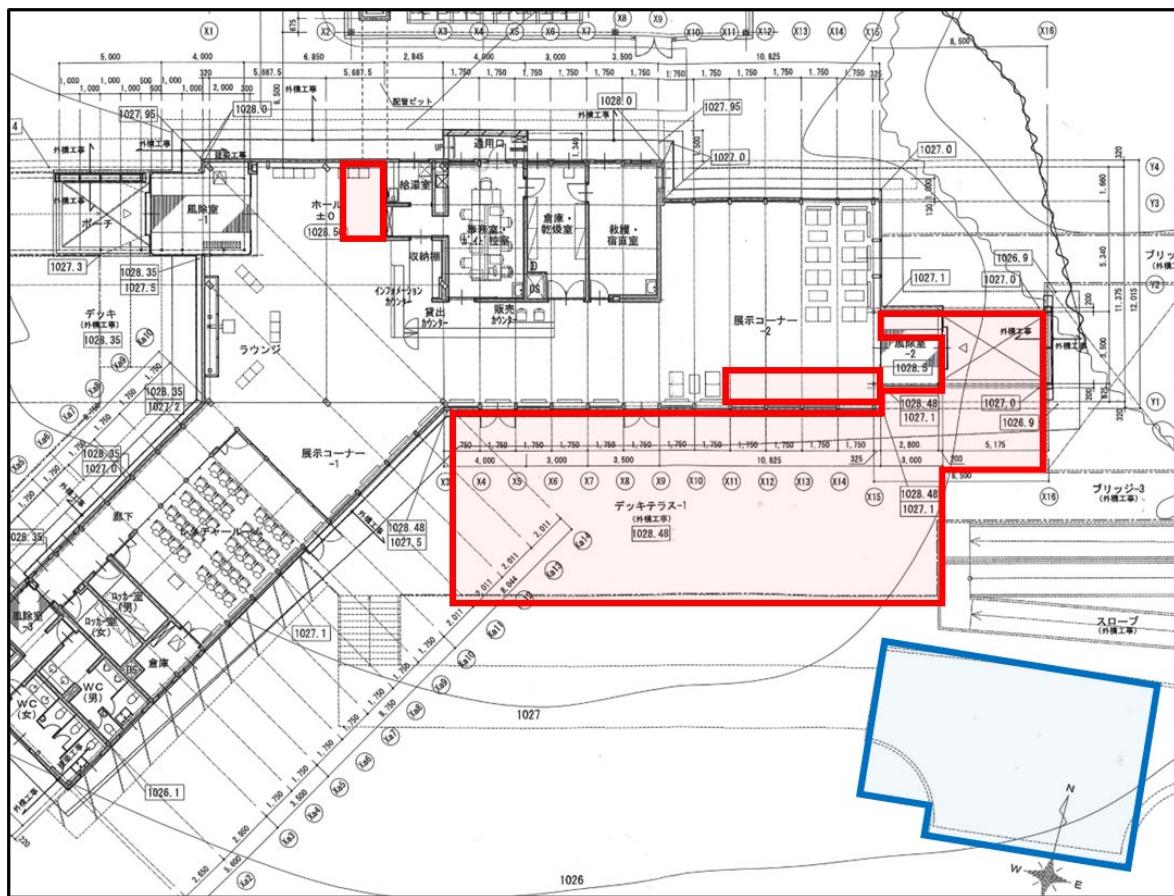
3. 業務実施場所

日光国立公園那須平成の森フィールドセンター

HP <https://nasuheisei-f.jp/>

住所 栃木県那須郡那須町高久丙 3254

本業務（以下「那須カフェ」という）の実施場所は、次項の那須平成の森フィールドセンター平面図における赤枠（建物敷）、青枠（駐車場敷）、緑枠（園路周辺）で示す範囲を基本として、また、使用収益を伴う占用（店舗出店）面積は、カフェセットを活用した 4.80m²を基本として、場所及び面積は実情にあわせて、ご提案いただけます。



4. 応募方法

提案書及び添付資料を、令和8年3月4日（水）までに、9. の宛先まで電子メール、郵送又は持参にて提出をお願いします。

5. 参加資格

次の条件を満たす者が応募できます。

- ・日光国立公園区域内にかかる市町村に住所または主たる事業所を持ち、また同地域内において、飲食物提供等の実績を持つ法人格を持つ事業主、個人事業主、任意団体等であって、当該施設・所在地において飲食業を営むために必要な資格（食品衛生法上の露店販売等）を有する者、または出店時点までに取得する見込みがあること。
- ・複数の事業者が協働して応募する場合、代表者が企画内容を取りまとめて応募することが出来るものとする。なお、その場合、採択後の代表者の変更は認めない。ただし、構成事業者については、日光国立公園管理事務所が事業の遂行上問題がないと認める場合、変更を認める場合がある。
- ・那須平成の森に来訪し、施設見学、園内散策またはプログラムに参加し、那須平成の森の環境や基本的なサービスについて理解していること。

6. 欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募することができません。

- ・暴力団排除に関する誓約に反する者。
- ・自然公園法及びその他の法令に違反している者。

7. サービス拡充業務の実施に当たって諸条件

(業務時間)

- ・出店可能な日は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの、施設開園日及び開園時間（5、7、8月は9:00～17:00、他の月は9:00～16:30。準備片付け含む。）内とする。

(施設使用料)

- ・当該施設の使用収益にあたっては、国有財産使用許可申請を行い、所要の使用料を納付する。使用料は、年額単価を年間日数（365日）で割り戻した金額に、実績報告に基づく使用面積及び出店日数を乗じて算出する。
 - ・建物使用料＝年額単価 6,258円／m² + 消費税（税率10%）
【参考：使用料算定式（年額単価÷365日×使用面積×出店日数）+消費税】
 - ・土地使用料※＝年額単価 63円／m² + 消費税（税率10%）
【参考：使用料算定式（年額単価÷365日×使用面積×使用日数）+消費税】
※舗装等が整備された土地の使用料には消費税が加算されます。

(那須平成の森の適正な保全活用に関する貢献について)

- ・収益業務の実施により発生した売り上げの一部を、那須平成の森の豊

かな自然環境を保全・継承し、適正な利用を促進していくための費用に充てる等、那須平成の森の適正な保全活用に貢献すること。
なお、その具体的な内容については、環境省担当官と協議の上決定すること。

(電気水道)

- ・那須カフェで使用する水は、出店者自身で給水タンク等により持参すること。（上水処理に要する実費相当額を負担する場合を除く。）
- ・手洗等の使用は差し支えないが、食器洗浄水や飲料残渣（雑排水の排出）は、それぞれ出店者が持ち帰り処理するものとする。（汚水処理に要する実費相当額を負担する場合を除く。）
- ・建物内（屋内）での火気の使用は禁止する。
- ・那須カフェで、当該施設のコンセントから電気の供給を受ける場合は、使用した電気使用量に応じた実費を負担すること。
- ・出店者は、出店日ごとに簡易測定器で計測・記録した電気使用量を営業期間終了後、速やかに報告するものとする。
- ・電気使用量に欠測が生じた場合は、別途定める1日当たりの電気使用料相当額（前年実測値に基づく換算単価）による算定額を欠測日の共益費負担額として採用する。
【参考：令和6年度の実測値に基づく換算単価＝43円／日】
- ・使用する器具の電力負荷は、コンセント1箇所当たり最大1500W以下とすること。

(備品提供)

- ・備品として、カフェセット（写真参照。展開時W1800×H1800×D900～1500。）を利用できるものとする。



(ゴミ処理)

- ・当該事業で発生したゴミは、出店者がすべて持ち帰ること。

(環境配慮)

- ・閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、環境負荷をできるだけ低減させる観点から、可能な限り、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等の採用に努めること。
- ・レジ袋、ストローなどについては、ワンウェイプラスチック製品の使用を避けること。

(安全管理)

- ・サービス拡充業務の実施にあたっては、栃木県の「行事に伴い食品関係の臨時出店をされる方へ」等の行政機関による指導に従うとともに、利用者その他第三者の安全確保に細心の注意をもってサービス拡充業務を実施すること。
- ・火気を使用する場合は防火管理に関する責任者を定め、使用方法や消火、防炎、非常時の対応方法に関する詳細を計画する等、安全確保に細心の注意をもってサービス拡充業務を実施すること。

行事に伴い食品関係の臨時出店をされる方へ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/shokuhin-eisei/2016rinjishutten.html>

- 前項の注意を怠ったことにより、又は職員の故意もしくは重大な過失により、利用者その他第三者に「食中毒」および「ケガ」をはじめとするその他の損害を与えたときや、火災等による施設の損壊その他破損を発生させた時は、その責を負わねばならない。また、業務実施者は利用者その他第三者の苦情を含め誠意を持って対応し、必要に応じ日光国立公園那須管理官事務所担当官に書面で報告するとともに、環境省関東地方環境事務所が契約する「那須平成の森管理運営業務」の請負者に共有すること。

(業務の実績報告、決算報告)

- 年度ごとに業務の実績報告書を提出すること。報告書には、業務日、収支決算報告のほか、業務を実施している様子の写真（全景、近景、利用風景、カウンター、使用機器、提供物品等、業務の様子がわかるもの）を付して、各年度の業務終了後1ヶ月以内に、日光国立公園那須管理官事務所担当官まで提出するものとする。なお、当該業務実績については、那須平成の森の運営に関連する会議等において開示できるものとする。

(その他注意事項)

- 制服やエプロンを着用する等一般利用者及び施設職員と混同されないよう配慮すること。
- 申込と異なる利用は行わないこと。申込と異なる利用が行われたときや、自然環境への配慮、安全性の確保等必要と認めたときは、利用を中止させる場合がある。
- ガイドウォーク等の実施への配慮のため、必要に応じて時間や場所について制限を依頼する場合がある。
- 台風、大雪等自然災害、また感染症対策等の特別の理由がある場合、日光国立公園那須管理官事務所担当官と相談のうえ、出店を取りやめることができる。
- 出店にあたっては、別途定める那須平成の森における事業実施のルールを遵守するとともに、自然公園法等その他法令手続きについて確認し、確実に必要な手続きを行うこと。

8. スケジュール

令和8年3月4日（水）まで 提案書、添付資料 提出

3月13日（金）まで 国有財産使用許可申請書 提出

9. 連絡先

提案書等についての相談及び提出先は以下のとおりです。

環境省 日光国立公園那須管理官事務所 担当 早瀬

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 207-2

TEL : 0287-76-7512

MAIL : RO-NASU@env. go. jp

